

国立病院臨床検査技師協会九州支部会会則

第 I 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会の名称は国立病院臨床検査技師協会九州支部会(以下本会と略す)と称す。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は会長の指定する施設内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は九州の独立行政法人国立病院機構及びハンセン病療養所に勤務する臨床検査技師の技術と学術の向上を図り、併せて地位の向上を期し、会員相互の福祉親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 学会、卒後教育研修会、講演会等の計画及び開催
2. 会報の発行
3. 会員名簿の作成
4. 関係団体との交流及び連絡調整
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業（会が必要と認める事業）

第 II 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は正会員、準会員、賛助会員をもって組織する。

1. 正会員は九州の独立行政法人国立病院機構及びハンセン病療養所に勤務する臨床検査技師とする。
2. 準会員は前項に掲げる者を除き、現に臨床検査業務に従事していてこの会の目的に賛同して入会した者とする。
3. 賛助会員はこの会の目的に賛同し、之を援助する団体または個人とする。

(入 会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は入会届を支部事務局に提出すると共に会費 1 年分を前納するものとする。

(退 会)

第 7 条 この会を退会しようとする者は支部事務局に届出なければならない。但し既納の会費は返却しない。

(除 名)

第 8 条 下記の事項に該当した者は除名させることができる。但し、総会又は理事会において出席者の 4 分の 3 以上の議決が必要である。その会員は会議に出席し、議決の前に弁明の機会が与えられる。

1. 本会の目的に反し、本会の名誉を著しく毀損した者。
2. 会費を滞納(一年)した者。但し、本人が育休・病休などの理由を申し出、理事会で認めた事項を除く。

第三章 役員

(種別及び定数)

第9条 本会に下記の役員を置く。

会長 1名 事務局長 1名 常任理事 若干名 会計監査 2名
副会長 1名 事務局長補佐 1名 理事 各県1名

(選任)

第10条 役員を選出は推薦委員の推薦を経て、総会で決定する。

(任期)

第11条 役員の任期は総会より次々年度の総会までの2年間とし、再任を妨げない。

1. 役員に欠員を生じたる場合は、役員推薦委員会の推薦に基づき、常任理事会において選任する。任期は総会迄の残任期間とする。

(職務)

第12条 本会の役員は下記の会務を分担する。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
3. 事務局長は事務一般を統括し、事務局長補佐と共に必要な支部業務を行う。
4. 常任理事は議決事項の執行並びに業務を分掌する。
5. 理事は議決事項の執行を各県において分掌する。
6. 会計監査は会計事務を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(顧問及び参与)

第13条 本会に顧問及び参与(相談役)を置くことができ、常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

第四章 会議

(種別)

第14条 本会に次の会議を置く。

1. 定期総会
2. 臨時総会
3. 常任理事会
4. 理事会
5. 役員会

(総会)

第15条 定期総会は2年に1回とし、会長が之を召集し、臨時総会は会長が必要と認めた時、及び会員の過半数以上の要求があったとき会長が之を召集する。

(機能)

第16条 総会は本会の最高議決機関であって次の事項を決議する。

1. 事業計画
2. 予算及び決算の承認
3. 会則の改廃
4. 役員選出
5. その他必要なる事項

(構成及び議決)

第17条 総会は会員の半数以上(委任状を認める)の出席を以て成立する。総会の議決は出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(種類及び開催)

第18条 常任理事会及び理事会、四役(会長、副会長、事務局長、事務局次長)会議は必要に応じて会長が之を召集する。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は四役及び常任理事を以て構成し、この会則に規定するもののほか、細則、規定の制定及び改廃等、総会に附議すべき事項を審議する。

(理事会)

第20条 理事会は四役、常任理事、理事、監事をもって構成し、各県の実態等を協議し要求事項を決議する。

(役員会)

第21条 役員会は四役をもって構成し、緊急事項及び会報の編集等を協議する。但し、必要に応じ会長の諮問としてその他会員の参加を認めることができる。

第V章 学 会

(開催)

第22条 学会の開催は2年に1回とし、必要に応じ毎年開催することができる。

第VI章 会 計

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

(経費の構成)

第24条 本会の経費は、会費、賛助会費並びに寄付金を以て之に当てる。

(会 費)

第25条 会員並びに準会員は1カ年に会費9,000円(本部会費4,000円、支部会費5,000円)を前納するものとする。賛助会員は別とする。但し本部会費に変動ある時はそれに準ずる。

(監 査)

第26条 会計監査は年1回行い、総会及び理事会に於いて報告しなければならない。

第VII章 補 則

(細 則)

第27条 この会則の施行については、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 賛助会員は会に対する希望、発言、投稿はできるが、会の方針に異議をとることはできない。また、役員及び理事になることはできない。
2. 本会に規定されていないことが生じたときは、常任理事会の議を経て処理し、理事会、総会の承認を受けるものとする。
3. 会長の指定する施設に事務局員(若干名)を置くことができる。
4. 平成6年7月16日一部改正
平成10年7月18日一部改正

平成 12 年 7 月 1 日一部改正

平成 13 年 6 月 9 日一部改正

平成 20 年 8 月 1 日一部改正

平成 22 年 7 月 3 日一部改正

平成 24 年 7 月 7 日一部改正

平成 25 年 6 月 14 日一部改正

平成 28 年 7 月 9 日一部改正

令和元年 7 月 27 日一部改正